

令和6年6月市議会 教育厚生委員会資料

第56号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次

	説明書記載頁
<b>【3款 民生費 2項 児童福祉費】</b>	
1目 児童福祉総務費	
児童福祉システム整備費（3.2.1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2～4	（P 18～19）
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所等（3.2.1）・・・・・・・・・・P 5～12	（P 20～21）
<b>【4款 衛生費 1項 保健衛生費】</b>	
4目 予防費	
定期予防接種費（4.1.4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 13～14	（P 20～21）

こども部  
令和6年6月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	児童福祉システム整備費	千円 35,451

## 1 事業目的

令和6年10月に児童手当制度が見直されることから、事務を取り扱う児童福祉システムにおいて対象者や支給額等の設定ができるよう、システム改修を行うもの。

### (1) 見直し時期

令和6年10月分の手当（令和6年12月支給）から

### (2) 見直し内容

- ・ 所得制限の廃止
- ・ 支給期間の延長（中学生まで → 高校生年代まで）
- ・ 第3子以降に係る手当額の増額（15,000円又は10,000円 → 30,000円）及び第1子・第2子にカウントする対象年齢の引上げ（高校生年代 → 22歳年度末）
- ・ 支払回数増（4か月に1回 → 2か月に1回）

### (3) 改修業者

日本電気株式会社長崎支店

（参考）本システムで取り扱う事務として、児童手当のほか、ひとり親家庭等を対象とする児童扶養手当がある。児童扶養手当についても令和6年度に制度見直しがあるが、所得制限額及び第3子以降加算額の見直しであり、システムへの影響は軽微であることから、システム保守業務で対応可能であり、システム改修は必要ない。

## 2 補正内容

令和5年12月閣議決定のこども未来戦略で制度見直しの概要が示され、システム改修経費を当初予算に計上したが、令和6年4月にシステム業者から改修に必要な作業内容等が提示され、当初予算を上回り不足が生じる見込みとなったことから不足額を増額補正するもの。（当初予算14,173千円 → 必要額49,624千円 補正額35,451千円）

## 3 改修期間

令和6年7月～令和7年3月予定

#### 4 スケジュール

作業	6月	7月	8月	9月	10月 制度見直し	11月	12月 初支給月	1月	2月	3月
申請勸奨対象者抽出										
対象者拡大・支給額変更・通知書変更等										
現況処理・統計情報処理等 ※										
(参考) 支給月	2~5月分				6~9月分		10~11月分		12~1月分	

※ 令和6年度末以降に用いる機能のため、制度見直し後の改修で問題なし

#### 5 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債	その他 ※2	一般財源
当初予算額	千円 136,280	千円 14,173	千円 -	千円 -	千円 120,193	千円 1,914
補正額	35,451	35,451	-	-	-	-
補正後の額	171,731	49,624	-	-	120,193	1,914

※1 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分） 補助率10/10

※2 デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体システムの標準化分） 補助率10/10

拡充

## 児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

&lt;児童手当等交付金&gt;令和6年度当初予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。  
※多子加算のカウント方法については、現在の高中生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																				
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	<b>高校生年代までの</b> 国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																				
所得制限	所得限度額: 960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	<b>所得制限なし</b>																																				
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律: 15,000円</li> <li>3歳~小学校修了まで 第1子、第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円</li> <li>中学生 一律: 10,000円</li> <li>所得制限以上 一律: 5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子: 15,000円 <b>第3子以降: 30,000円</b></li> <li>3歳~<b>高校生年代</b> 第1子、第2子: 10,000円 <b>第3子以降: 30,000円</b></li> </ul>																																				
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																				
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																				
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	<b>6回(偶数月)</b> (各前月までの2カ月分を支払)																																				
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>児童手当 特別給付 (所得制限以上)</td> <td>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>児童手当 特別給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	3歳未満	児童手当 特別給付 (所得制限以上)	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	3歳以降	児童手当 特別給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15 地方 2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特別公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者		非被用者		公務員																																	
3歳未満	児童手当 特別給付 (所得制限以上)	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																																	
3歳以降	児童手当 特別給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																																	
	被用者		非被用者		公務員																																	
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10																																	
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10																																	

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

47

出典: 令和6年度こども家庭庁当初予算案(参考資料)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費補助金 民間保育所等	22,068 千円

## 1 事業目的

入所児童の教育・保育環境の向上を図るため、老朽施設の整備に伴う経費を助成しているが、事業に係る国の交付基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

## 2 事業概要

### (1) 事業内容

施設名 設置主体	設置場所	整備 内容	定員	(主な)建物の建築年	着工 ～ 完成予定
				延床面積(m <sup>2</sup> )	
				構造	
西浦上保育園 (福)西浦上保育園	清水町5番4号	改築	90人	昭和52年4月(築47年)	令和6年3月 ～ 令和7年1月
				806.76	
				鉄筋コンクリート造3階建	
山里平和保育園 (福)長崎ボランティア協会	平和町3番15号	改築	110人	昭和50年4月(築49年)	令和5年10月 ～ 令和6年9月
				855.28	
				鉄筋コンクリート造3階建	

## 2 事業概要

(2)補正額:22,068千円

(単位:千円)

施設名	総事業費 ①※1	区分	補助基本額 ②※2	補助額 ③(④+⑤)	負担割合(②×補助率)		事業者負担額 (①-③)
					④国1/2	⑤市1/4	
西浦上保育園	289,657	補正前A	169,312	126,984	84,656	42,328	162,673
		補正後B	181,597	136,197	90,798	45,399	153,460
		B-A	12,285	9,213	6,142	3,071	▲9,213
山里平和保育園	289,784	補正前A	238,404	178,803	119,202	59,601	110,981
		補正後B	255,545	191,658	127,772	63,886	98,126
		B-A	17,141	12,855	8,570	4,285	▲12,855
計		B-A	29,426	22,068	14,712	7,356	▲22,068

※1 総事業費は、工事全体金額のうち、令和6年度の工事進捗率を乗じた金額

※2 補助基本額は、改定後の国の交付基準額を補助率1/2で割り戻した額と補助対象経費(西浦上保育園:368,318千円、山里平和保育園:353,540千円)を比較し、少ないほうの金額に令和6年度の工事進捗率を乗じた金額

## 2 事業概要

【参考：2か年を通した全体の事業費】

(単位：千円)

施設名	年度	進捗率	総事業費 ①	補助 基本額 ②	補助額 ③ (④+⑤)	負担割合(②×補助率)		事業者 負担額 (①-③)
						④国 1/2	⑤市 1/4	
西浦上保育園	R5	25%	96,553	56,437	42,327	28,218	14,109	207,686
	R6	75%	289,657	181,597	136,197	90,798	45,399	
	計		386,210	238,034	178,524	119,016	59,508	
山里平和保育園	R5	20%	72,446	59,601	44,700	29,800	14,900	125,872
	R6	80%	289,784	255,545	191,658	127,772	63,886	
	計		362,230	315,146	236,358	157,572	78,786	
合計			748,440	553,180	414,882	276,588	138,294	333,558

### 3 財源内訳

	事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者 負担額 ①-②
			国庫支出金 ※1	地方債 ※2	一般財源	
補正前の額	千円 579,441	千円 305,787	千円 203,858 (2/3)	千円 81,500 (80%)	千円 20,429	千円 273,654
補正後の額		327,855	218,570 (2/3)	87,400 (80%)	21,885	251,586
補正額		22,068	14,712 (2/3)	5,900 (80%)	1,456	▲22,068

補助基本額  
29,426
3/4
2/4
1/4
1/4

※1 就学前教育・保育施設整備交付金

※2 社会福祉施設等整備事業債(交付税措置率 -%)



## 4 位置図等

ア 西浦上保育園（移転前：清水町5番75号、移転後：清水町5番4号）



①



②



③



⑥



⑤



④



## 4 位置図等

### 【老朽化の状況】



屋外階段裏(爆裂)



屋上防水(破断)



屋上水槽基礎(発錆)



煙突躯体(爆裂)



内壁(クラック)



屋内天井(漏水跡)



## 4 位置図等

### イ 山里平和保育園（平和町3番15号）



①



②



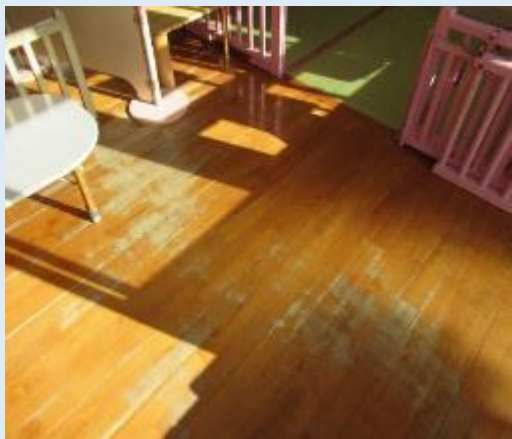
③



④



【老朽化の状況】



0歳児室の床(摩耗)



壁(亀裂)



保育室の天井(雨漏り)



軒裏(亀裂・塗装剥離)



屋根部(剥離・劣化)



水道管(錆、詰まり)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	1-2	定期予防接種費	千円 5,407

## 1 概要

定期予防接種の接種歴の蓄積や重複接種確認の機能を持つ福祉系システムにおいて、新たに定期予防接種に位置付けられた五種混合ワクチンに係る項目を追加する改修を行うもの。

・改修業者

日本電気株式会社長崎支店

### 【福祉系システム】

市民生活に直結する住民記録、税、福祉等の基幹系システム等のうち、母子福祉、高齢福祉、障害福祉、子ども子育て、健康診断(予防接種業務を含む)、原爆被爆者の情報を管理するシステム。

### 【五種混合ワクチン】

既存の四種混合ワクチン(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオを予防)に、ヒブ(インフルエンザb菌)を予防する効果が追加されたもの。

## 2 事業内容

令和6年3月29日に国の予防接種法施行規則等の一部を改正する規則が公布され、同年4月1日から、定期予防接種に五種混合ワクチンが追加されたことから、福祉系システムにおいて、既存のワクチンと同様に接種歴の蓄積や重複接種の確認を行うことができるようシステム改修を行うもの。

なお、既に令和6年4月1日から当該ワクチンの接種を開始しており、システム改修までの間は、システム外でデータ管理を行いながら接種歴を蓄積し、システム改修完了後にデータを反映させる予定である。

## 3 改修期間

令和6年7月~12月予定

#### 4 スケジュール

作業	7月	8月	9月	10月	11月	12月
要件定義 ・要件仕様書確認						
概要設計 ・外部設計書作成						
プログラム製造						
結合テスト						
総合テスト						

#### 5 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算額	千円 811,809	千円 —	千円 —	千円 —	千円 28	千円 811,781
補正額	5,407	—	—	—	—	5,407
補正後の額	817,216	—	—	—	28	817,188

※ こども政策課保険料個人負担金